

※料金の記載のないものは無料

## 新型コロナワクチン 小児接種が始まりました



5歳～11歳を対象とした新型コロナワクチン接種を実施しています。詳しくは市ホームページをご確認ください▶



☎新型コロナワクチンコールセンター  
Tel 56-6066

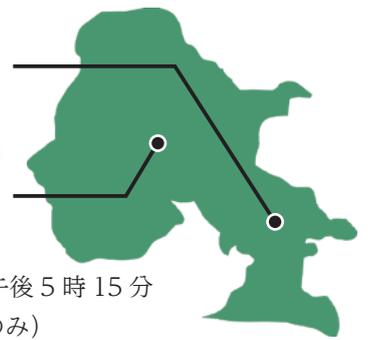
☎石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)  
〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

☎八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)  
〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分  
※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



### くらし・手続き

#### 家や建物を

#### 新築・改築する人へ

▼狭あい道路（セツトバックが必要な道路）に接する土地で建物などを建築する場合、道路の中心から2m後退する必要があります。

市では、道路後退用地の分筆測量や塀などの撤去に対する助成制度を設け、後退用地の受け入れを行っています。

※分筆測量や塀などの撤去がすでに完了している場合は補助対象外

#### 分筆測量補助

後退用地の分筆測量に係る費用の2分の1、かつ20万円を限度に補助

#### 既存塀等の撤去補助

後退用地内にある塀や植栽などの撤去費用を市が定める算定基準により補助

対象者／狭あい道路に接する土地の所有者

申請方法／協議書に必要事項を記入の上、関係書類と共に申請

## マイバッグ運動にご協力を

▶私たちの生活に定着しつつあるこの運動は、買い物をするときにレジ袋ではなく、何度も使えるマイバッグの利用を進めるものです。レジ袋を減らすことは、ごみの減量だけでなく、石油資源の節約や二酸化炭素などの温室効果ガスの削減にも役立ちます。



☎生活環境課 Tel 23-7301

※協議書の様式やその他条件など、詳しくはお問い合わせまたは市ホームページをご確認ください▼

☎建築住宅指導課  
Tel 23・5526

**工事が完了したら必ず完了検査が必要です**

▼都市計画法第29条の規定に基づく開発許可を受けて建物などを建築した場合、工事完了時に市長に完了届を提出し、完了検査を受ける必要があります。検査済証の交付を受けていないと、



将来の増改築または用途の変更などの際に、支障が生じることがあります。

☎建築住宅指導課  
Tel 23・5526

**経営所得安定対策交付申請は6月30日まで**

▼水田で生産された転作物、麦、大豆、そばを販売する場合、条件を満たすことで、経営所得安定対策等交付金を受けることができます。交付申請をしていない生産者の人は、6月30日困までに申請してください。

☎農政課（内線1154）

広告掲載欄

広告掲載欄

※※掲載している情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。また、開催の場合でも感染症対策を行った上で実施します※※

## マル福制度を

### ご利用ください

▼マル福（医療福祉費支給）制度は、保険で病院などを受診した場合、県や市が自己負担相当額を助成する制度です。県外の医療機関を受診する場合は、医療福祉費受給者証（マル福受給者証）を使用することができます。一度自己負担分を支払い、その後、市役所窓口で払い戻しの手続きを行います。

#### 対象者／①妊産婦

②小児（0歳から18歳まで）  
※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

③ひとり親家庭（18歳未満の児童などを養育している父母など）

#### ④重度心身障がい者

※①・②については、県の所得制限を超えている場合でも市の独自事業として同様の助成が受けられます。

#### 自己負担額

・外来：1日600円まで

月2回を限度（1医療機関ごと）  
入院：1日300円まで

月3000円を限度（1医療機関ごと）

※重度心身障がい者は外来・入院の自己負担はありません。

※助成の対象は、保険適用分になります。保険外負担や、食事療養費などは対象外となります。

#### 注意事項／妊産婦で県の所得制限を超えている人（特別妊産婦）の助成方法は、県外の医療機関を受診したときと同様、支払い後に、市役所で払い戻しの手続きが必要ですが、詳しくはお問い合わせください。

☎保険年金課  
Tel. 23・7318

### 空き地管理のお願い

▼草木の生い茂るこの季節は、空き地の雑草などによる苦情が多く寄せられます。雑草が生い茂ると、害虫の発生や不法投棄の原因となる場合があります。ま

た、防犯上好ましくないなど、付近に住んでいる人の迷惑になります。土地の所有者は、定期的な見回りや除草を行うなど、快適な生活環境づくりにご協力をお願いいたします。

※八郷地区のご相談は、支所総務課までお願いします。

#### ☎生活環境課

Tel. 23・7301  
☎総務課（内線1338）

### 土の採取には 手続きが必要です

▼市内で土の掘削または切り取りをする際、その面積が500㎡または採取する土の量が500㎡以上となる場合は、土採取事業許可申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

#### ☎建築住宅指導課

Tel. 23・5526

## 6月18日（土）臨時窓口を開設します

▶住民税の課税額が確定し、証明が必要な人が多くなる時期に合わせ、証明書交付の臨時窓口を開設します。



日時：6月18日（土）午前8時30分～午後5時  
開設窓口

本庁：市民課・税務課・収納対策課

支所：市民窓口課

#### 取扱業務：

- ①住民票・戸籍・印鑑証明・市税等の証明書の交付
- ②市税の納税相談・納付（本庁のみ）

☎市民課 Tel. 23-7307

広告掲載欄

広告掲載欄